

日本天津経済発展促進会会則（草案）  
（2013年11月27日修正版）

第1章：総則

第1条(名称)：本会は日本天津経済発展促進会。

英文名称 TIANJIN ECONOMIC DEVELOPMENT PROMOTION ASSOCIATION IN JAPAN。

第2条(本部)：本会の事務所は日本国東京に設立。

本部住所：〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-19紀尾井町コートビル402号室。

第3条(支部)：本会は、理事会の議決を経て、認可を得て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章：目的及び事業

第4条(目的)：日本天津経済発展促進会は、在日天津華僑・華人及び天津で投資している日本企業、中国資本企業（以下中資企業という）が相互間の協力関係を緊密化し、更に会員の利益を守り、かつ当地の経済発展に寄与し、特に日本と天津の経済交流及び発展を促進するために、在日天津華僑・華人及び天津で投資している日本企業、中資企業によって設立された民間団体である。

第5条(事業内容)：本会は上記の目的を達成するため、以下の事業活動を行う。

1. 交流活動を行い、会員に相互交流の場を提供する。
2. 関連分野のコンサルティング業務を行う。
3. 日本の商工団体、企業および中国の類似団体、企業との交流活動を組織する。
4. 本会の正常運営する為に、必要に応じて本会に所属する会社法人を設立（長期目標）
5. その他本会の目的に適う事業と活動を行う。

第3章：会員

第6条(会員資格)：日本において経済活動に従事している天津華僑・華人の個人あるいは法人及び中資企業、天津で投資している日本企業、または専門知識・技能を有する個人は等しく本会に加入して正会員になる資格を有する。正会員のほかに、賛助会員と名誉会員を設ける。

正会員：本会の会則に賛同して入会した法人または個人、議決権を有する。

賛助会員：本会の事業を積極的に支援する法人または個人。

名誉会員：本会の成立と発展に対し貢献ある者で、理事会の推薦を経て総会にて承認。

第7条(会費等)：本会の入会金及び会費：

1. 会員は本会が定める入会金と会費を納める義務がある。
2. 特別の事情が生じた場合、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。
3. 会員がすでに納入した会費、入会金その他拠出金品は、一切これを返還しない。

第8条(資格の喪失)：会員は次の事由によって、資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。

3. 除名されたとき。
4. 会員である法人が解散したとき。

第 9 条 (退 会) : 会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を事前に会長に提出しなければならない。

第 10 条 (除 名) : 会員が下記各号の一つに該当するときは総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決に基づき除名する。但し、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

1. 本会の会則に違反したとき。
2. 本会の名誉を傷つける言動があったとき。
3. 会費を一年以上滞納したとき。

#### 第 4 章 人事及び組織

第 11 条 (理事及び監事) : 理事は 10 名以上 20 名以内とし、その中に会長 1 名、副会長若干名、事務局長 1 名、監事 1 名を選出。

第 12 条 (理事及び監事選任) : 総会において、会長、常務副会長、副会長、常務理事、事務局長の選任 :

1. 理事と監事は正会員あるいは正会員の法人代表者うちから選任する。
2. 法人代表者である理事あるいは監事は法人代表者に変更があるときは理事変更届け出のあった法人代表者を後任の理事または監事に選任することができる。その後最初に開催する総会において承認を得るものとする。

第 13 条 (理事の職務) : 理事会及び理事、監事の職務 :

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 事務局長は日常の諸事務を管理する
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に職務執行できない場合、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代理する。
4. 理事は、理事会を構成し、決議および会務の執行を決定する。
5. 監事は以下の職務に携わる。

- (1) 本会の財産の状況を監査する。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査する。
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会に報告する。
- (4) 上述の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を召集する。

第 14 条 (任 期) : 理事の任期は 2 年とし、再任することができる。なお、任期中途に就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第 15 条 (解 任) : 理事あるいは監事が次の各号の一つに該当する場合は、総会出席者の 3 分の 2 の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務執行に耐えられないと認められたとき。
2. 職務上の義務違反、その他の理事、監事として相応しくない行為があると認められるとき。

第 16 条 : (名誉会長及び顧問) : 本会は名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長及

び顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て招聘する。

## 第 5 章 事務局

第 17 条：理事会のもとに事務局を設けて日常の事務を処理する。事務局長は理事会の推薦を受けて、会長がこれを任命する。

第 18 条：事務局は、必要に応じて理事会に対し、会務および会計の報告をする。

## 第 6 章：会 議

第 19 条（会 議）：本会の会議は、総会と理事会で構成される、総会として定期総会と臨時総会を開く。

1. 総会は正会員をもって構成する。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 監事は会議に出席して意見を述べることができる。

第 20 条：(権 能)

1. 総会はこの会則が定めるもののほか、以下の事項を議決する。
  - (1) 事業計画と予算。
  - (2) 事業報告と決算。
  - (3) 運営に関する事項。
2. 理事会は、この会則が定めるもののほか、以下の事項を議決する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項。
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第 21 条（開 催）：

1. 定期総会は年 1 回、会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
2. 定期理事会は 4 ヶ月 1 度開催する。
3. すべての会議は会長が召集し、開会日は 10 日前までに通知する。
4. 総会の議長はその総会において、出席会員の中から選任する。理事会の議長は会長がこれに当たる。
5. 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。会員が出席できないときは、代理出席を認め、あるいは他の正会員に委任することができる。理事会は、2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の 2 分の 1 以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
6. 総会の議事は、この会則に別に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決する。
7. 臨時理事会は会長が必要と認めたとき、または理事の 2 分の 1 以上の請求があったとき開催する。
8. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第 22 条：(会議の議事録) 議事録は出席理事 2 名の署名をもって正式し、以下の事項を記載する。

1. 会議の議長。
2. 会議の時間および場所。
3. 会議に出席した会員の数または理事の氏名。
4. 議題および議事の経過。
5. 議決事項。

## 第 7 章 資産及び会計

第 23 条 (資産の構成)：本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産。
2. 会費、賛助金及び入会金。
3. 寄付金品。
4. 資産から生ずる収入。
5. その他の収入。

第 24 条 (資産管理・運用)：本会の資産管理と運用：

1. 本会の財産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決により定める。
2. 本会の経費は、資産をもって支弁する。
3. 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し理事会の議決を得た後、毎会計年度前に総会の議決を得なければならない。

第 25 条 (事業報告・収支決算)：本会の事業報告および収支決算は、会計年度終了後、会長がこれを作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

第 26 条 (会計年度)：本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる

## 第 8 章 会則の通過と改正

第 27 条:本会の会則は、総会出席者の 3 分の 2 以上をもって議決し、会則の実施細則は理事会で制定して会員に通知する。会則の改定は、総会において、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

## 第 9 章 解 散

第 28 条：本会は、理事会の提案により、総会において 4 分の 3 以上の会員の同意を得て解散する。

## 第 10 章 附則

第 29 条：本会の会則の中国語版と日本語版は、ともに原本であり、同等の効力を有する。

第 30 条:本会則に関する解釈権は本会に帰する。